

江戸川上流だより

出張所だよりは【江戸川事務所のホームページ】
 (<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>)に掲載しています。

国土交通省 関東地方整備局
 江戸川河川事務所
 江戸川上流出張所・発行
 春日部市西金野井886
 電話 048-746-0063
 2020年1月号 [第36号]

<1月からの工事状況>

🏰 明けましておめでとうございます 🏰
 本年もよろしくお願いたします



工事箇所	工事名	工事概要	完了予定
①	H31江戸川上流左岸河川維持工事	年2回の堤防の除草工事(1回目完了)を主として、河川堤防の補修等、各種維持修繕工事を行っています。	R2.3.31
②	H31江戸川上流右岸河川維持工事		R2.3.31
③	H30幸手地区堤防整備等工事	川裏を7割に拡幅するための盛土工事を行っています。	R2.2.28
④	R1江戸川右岸幸手地区上段盛土工事	川裏を7割に拡幅するための盛土工事を行っています。	R2.3.31
⑤	R1江戸川右岸下内川地区堤防整備外工事	川裏を7割に拡幅するための盛土工事を行っています。	R2.3.25
⑥	H30江川地区基盤整備外工事	川裏の道路・水路の移設及び堤防の基盤盛土工事を行っています。	R2.3.13
⑦	H30江戸川管内土砂改良工事	堤防盛土に必要な土砂の受け入れを行っています。	R2.3.31

現在、①～⑦の工事が行われています。

1月、2月は盛土工事による土砂運搬も最盛期となりますが、河川を利用する方々や近隣住民の皆様には、ご不便をおかけしないよう安全に工事を進めて参りますので、ご協力よろしくお願いたします。



<安全パトロールを行っています！>



安全パトロールの様子

江戸川上流出張所管内で行われている工事について、月に1度『安全パトロール』を行っています。

『安全パトロール』とは、出張所の職員や工事を受注している会社が参加し、作業状況・安全対策等を確認します。

事前に事故を防ぐことを目的とし、より安全に工事を進めていけるよう、良い点・改善点を確認し合います。

江戸川河川敷で伐採した樹木を**無償配布**します！

河川敷で治水上問題となる樹木の伐採を昨年11月から実施中です。

樹木をそのまま放置すると洪水時に流されて橋梁や樋管を傷つけたり、川の流れを阻害する恐れがあります。

なお、伐採した樹木については、キノコ原木や薪として使用できるよう加工し、無償で配布いたします。申込については下記をご参照ください。

受付期間：令和2年1月24日（金）17時まで（無くなり次第終了）

申込方法：申込書、確認書をFAX又はメールにて送付

※申込書及び確認書は事務所HP（アドレスは本紙下部参照）からダウンロードしてください。または江戸川上流出張所にて配布。

配布対象：個人及び団体など

※営利目的の使用は除く。

配布樹木：長さ約1m程度、直径10cmから30cm程度 約1000本あります。

（配布する樹種は様々な種が混在しています）

薪割り加工（長さ0.3m～0.5m、直径10cm～30cm程度）したものも約1000束あります。

配布期間：令和2年2月3日（月）～2月8日（土）の6日間

午前9時から12時、午後1時から4時

配布場所：埼玉県幸手市西関宿地先 ※新関宿橋下河川敷（右岸側）

問い合わせ・申し込み先

国土交通省江戸川河川事務所江戸川上流出張所

TEL：048-746-0063

FAX：048-745-0165

メール：ktr-edogaa80@mlit.go.jp

江戸川河川事務所ホームページ

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/>



配布木材イメージ